

# こんな議会にしたい！！

## 生まれ変わる多摩市議会

なぜ、議会を変えなくてはならないの？  
 皆さんの生活に大変重要なことを決定しています。  
 その議会が、もっと皆さんの近くにあって、しっかり議論して、皆さんのためになる議会に生まれ変わっていきたいと思っているからです。



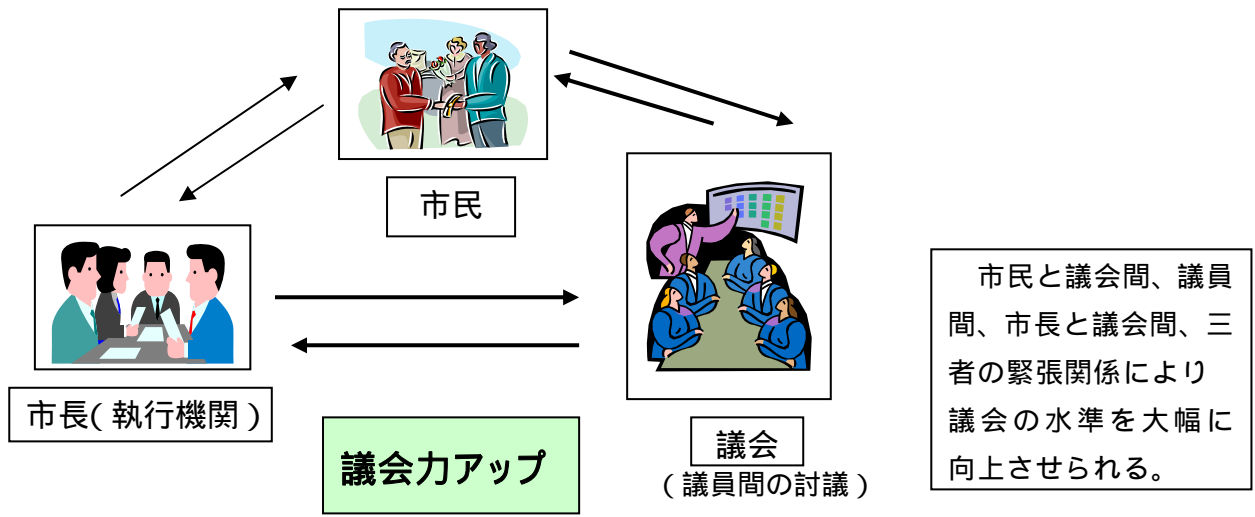
約2年間にわたり、検討を重ねてきた、議会基本条例の素案がまとまりました。

多摩市議会基本条例(素案)まとまる

こんな条例です

- 第1章 目的
- 第2章 自治体の意思決定を担う議会の基本原則（議会の活動原則及び議員の姿勢：活動原則）
- 第3章 市民とともに考え、行動する議会（市民と議会の関係）
- 第4章 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会（市長と議会の関係）
- 第5章 討議による合意形成で創造的意思決定する議会（議論するしくみをつくり議会の機能を高める）
- 第6章 議員の身分・待遇等
- 第7章 補則

<p align="center"><b>第3章</b> 市民とともに考え、行動する議会 (市民と議会の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前委員会を実施します。</li> <li>・ 市民の政策提案を受けとめます。</li> </ul>	<p align="center"><b>第4章</b> 二元代表制の一翼を担い責任を果たす議会(市長と議会の関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会の決定事項を増やすことができます。</li> <li>・ 市長の仕事を評価します。</li> <li>・ 議員の意見に市長も反論できます。</li> </ul>	<p align="center"><b>第5章</b> 討議による合意形成で創造的意思決定する議会(議論するしくみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ しっかり議論します。</li> <li>・ 市民も参加してください。</li> <li>・ 調査を十分に行います。</li> </ul>
---	--	---



## 議会基本条例(素案)ついて、

皆様のご意見をお待ちしています。

### 条例素案へのご意見を募集します(パブリックコメント)

議会基本条例の素案について、市民の皆様のご意見を募集します。

閲覧期間 6月5日(金)～26日(金)

閲覧場所 議会事務局(市役所4階)行政資料室(第二庁舎)各図書館、公民館、出張所、各コミュニティセンター等及び公式ホームページ

提出内容 タイトル(「議会基本条例(素案)」への意見)

住所 氏名 意見本文

意見提出・問合せ 6月30日(火)必着の郵送、ファクシミリ、公式ホームページの応募専用フォームまたは直接持参

〒206-8666多摩市関戸6-12-1 多摩市議会事務局 Fax(372)6761

電話・口頭でのご意見はパブリックコメントとして取り扱いません。

意見は、氏名住所等を除き公表する場合があります

### 多摩市議会出前委員会 各コミセン等で開催します

議会基本条例の素案の説明と市民の皆様のご意見を伺う。「多摩市議会出前委員会」を開催します。お近くの会場に是非お立ち寄りください。

日時・場所 各会場直接会場へ

6月6日(土)	18:00～20:00	愛宕かえで館	6月14日(日)	14:00～16:00	貝取こぶし館
6月7日(日)	10:00～12:00	関・一つむぎ館	6月20日(土)	19:00～21:00	ひじり館
	14:00～16:00	乞田・貝取ふれあい館	6月25日(木)	19:00～21:00	諏訪地区 市民ホール
	14:00～16:00	TOMハウス			
	18:00～20:00	ゆう桜ヶ丘	6月26日(金)	19:00～21:00	総合体育館

主催 多摩市議会(議会基本条例制定をめざす議会改革特別委員会)

問合せ 議会事務局 (338)6890